

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)(衆議院送

付)要旨

本法律案は、原子力の研究開発や医療分野等での放射線利用に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分を、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が、計画的かつ確実に実施するための規定を整備するものであり、主な内容は次のとおりである。

一、機構による埋設処分業務の実施

機構の業務に伴って発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設処分を機構の本来業務に位置付けること。

二、埋設処分業務の実施に関する基本方針及び計画

1 国は、埋設処分業務の実施に関する基本方針を策定すること。

2 機構は、1の基本方針に即して、埋設処分業務の実施計画を作成し、国の認可を受けること。

三、区分経理及び埋設処分業務に必要な費用の繰越し

- 1 機構は、埋設処分業務等について、他の研究開発業務と区分して経理する勘定を新設すること。
- 2 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において利益が生じた場合に、当該利益を翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。